

平成30年度

国の施策並びに予算に関する提案・要望

(住宅・まちづくり関連)

平成29年7月

大 阪 府

日頃から、大阪府の住宅まちづくり行政の推進につきまして、格別のご高配とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

本府では、東西二極の一極を担う大阪となることをめざし、「魅力的な都市空間の創造」、「安全・安心の確保」の観点から、市町村と連携をしながら、民主導による施策を推進しています。

うめきた2期における「みどり」を中心とした都市空間の創造や、企業やNPOなどによるエリアマネジメントの促進など、これまで蓄積された都市資源のポテンシャルを最大限活用し、活力と魅力ある都市空間の創造に取り組んでいます。

また、近い将来の発生が確実視されている上町断層帯地震等の活断層による直下型地震や南海トラフ巨大地震へ備えるため、密集市街地対策や住宅・建築物の耐震化など、減災に繋げる災害に強い住まいと都市の形成に向けた取組を進めるとともに、空家等対策やアスベスト対策等を通じた誰もが安心して暮らせる大阪の実現に向けた取組を進めています。

これらの施策を遂行していくためには、なお多くの面で制度の改善や財政措置の充実強化が必要です。

平成30年度の国家予算編成にあたりましては、本府の財政状況や課題解決に向けた取組について十分ご理解いただき、要望事項の具体化、実現のため、格別のご配慮をいただきますようお願い申し上げます。

大阪府知事 松井 一郎

目 次

活力と魅力ある都市空間の創造

1. うめきた2期の都市空間創造の推進 1
2. 新たなエリアマネジメント手法の構築 1
3. 彩都東部地区の事業化の促進 2

減災に繋げる災害に強い住まいと都市の形成

1. 密集市街地の整備 3
2. 住宅・建築物の耐震化の促進 3
3. 公営住宅の長周期地震動対策への支援 4
4. 社会資本整備総合交付金制度等の充実強化 4

誰もが安心して暮らせる大阪の実現

1. 空家等対策の促進 5
2. 住宅・建築物アスベスト改修事業の継続 5
3. 建設発生土の適正処理のための法制度の整備 6

活力と魅力ある都市空間の創造

大都市としてこれまで蓄積された都市資源のポテンシャルを最大限活用し、2025年の国際博覧会の大阪誘致を見据え、大阪の都市構造の大胆な転換などにより、活力と魅力ある都市空間の創造を推進することができるよう、必要な事業費を確保するとともに積極的な対応策を講じられたい。

1. うめきた2期の都市空間創造の推進

【内閣府・総務省・文部科学省・経済産業省・国土交通省】

(※平成29年6月最重点提案・要望項目)

うめきた2期においては、人と健康・生活に関わる「ライフデザイン・イノベーション」をテーマに、イノベーション創出の源となる「みどり」を中心とした都市空間の創造をめざしている。2023年春以降の順次まちびらきに向け、うめきた2期における基盤整備事業及び新産業創出機能の実現に関して以下の措置を講じられたい。

- ◇ JR東海道線支線の地下化及び新駅の設置、土地区画整理事業を着実に推進するための国費を確保すること
- ◇ 公共性の高い新駅設置に対する地方負担の平準化が図られるよう、地方負担額への起債充当を可能とすること
- ◇ 新産業創出機能の実現に向けた取組に対する国の参画・支援、国のイノベーション支援機関の関西における機能拡充を行うこと

2. 新たなエリアマネジメント手法の構築【総務省・国土交通省】

(※平成29年6月最重点提案・要望項目)

わが国の都市の成熟化と国際的な都市間競争激化のもとでは、都市をつくるだけでなく、つくった都市を育て、また蓄積してきた都市ストックの質を高め、有効活用していくことが不可欠である。

特に企業やNPOなどによるエリアマネジメントを促進し都市の活性化を図るためには、実行主体が柔軟に活動できる環境整備が必要であることから、以下の事項を可能とする包括的な日本版B I D制度の創設を図られたい。

- ◇ エリアマネジメント団体への公共施設管理権限の拡大
- ◇ イベント・プロモーション事業にも広く使える活動財源を新たな地方税として対象地域から徴収
- ◇ エリアマネジメント団体に対し、寄付金に対する税額控除などの公益法人並みの税制優遇措置

3. 彩都東部地区の事業化の促進 【国土交通省】

彩都（国際文化公園都市）は、大阪圏におけるライフサイエンスの国際拠点を形成するなど自然と最先端科学が融合する都市づくりを行うため、昭和61年度の構想策定以来、約30年の長期にわたり、大阪府、茨木市、箕面市、都市再生機構等が連携して事業を進めているが、東部地区（約367ha）については、平成27年度に民間事業者により事業化できた約72ha以外の約295haは、平成28年に彩都東部地区地権者協議会が設立され、土地利用計画や都市計画変更に向けた検討が進められている。

東部地区は、近接して平成29年秋頃の完成目標で新名神高速道路のインターチェンジができるなど、更なる地域ポテンシャルの向上が期待できることから、この機を逃さず事業経験豊富な人材、ノウハウを集中的に投入し、東部地区全域の事業化を強力に進めることが肝要である。

このため、都市再生機構に対し、彩都における特定土地区画整理事業の施行者としての経緯を踏まえ、引き続き東部地区のまちづくりについて、一定の役割を果たせるよう適切な指導をお願いしたい。

また、彩都関連で進めている事業について、必要な国費の確保を引き続きお願いしたい。

減災に繋げる災害に強い住まいと都市の形成

上町断層帯地震等の活断層による直下型地震や南海トラフ巨大地震等の来るべき大地震に備え、生命を守り被害を最小化する減災の観点から、府民の安全・安心の基盤である住宅建築物等の耐震化、密集市街地対策による災害に強い都市構造の形成に向け、積極的な対応策を講じられたい。

1. 密集市街地の整備 【内閣府・消防庁・経済産業省・国土交通省】

(※平成 29 年 6 月最重点提案・要望項目)

「地震時等に著しく危険な密集市街地」の解消に向けて、地区公共施設や延焼遮断帯の整備などをこれまで以上に強力に進めるため、国費の重点配分を行うとともに、以下の制度拡充などを図られたい。

- ◇ 住宅市街地総合整備事業、密集市街地総合防災事業において、地区公共施設整備、老朽住宅除却、延焼遮断帯の整備などの国費率の引き上げを行うこと
- ◇ 地方債に関する特別措置（起債充当率や元利償還に対する交付税措置について東日本大震災の復興事業と同等の措置）を講じること
- ◇ 地震時の電気に起因する火災の発生を抑止するため、感震ブレーカーについて、普及に向けたさらなる設置促進に取り組むこと

2. 住宅・建築物の耐震化の促進 【総務省・国土交通省】

(※平成 29 年 6 月最重点提案・要望項目)

住宅・建築物の耐震化を強力に促進するため、以下の項目を要望する。とりわけ分譲マンションなどの共同住宅は、戸建て住宅に比べ規模が大きく、地震により倒壊等が生じた場合、周辺地域に及ぼす影響が大きいことから、特段の支援策を講じられたい。

- ◇ 広域緊急交通路沿道建築物、不特定多数の者が利用する大規模建築物の耐震化促進のため以下の制度拡充を行うこと。とりわけ旅館・ホテルは、災害時避難所としての機能も期待されていることから、所有者負担を軽減するため積極的な制度拡充を行うこと
 - ・耐震対策緊急促進事業の適用期限の延長と国費率の引上げ
 - ・地方負担に対する特別交付税措置に関して、財政力指数に応じた

率の撤廃や特別交付税の措置率の引上げによる拡充

- ◇ 広域緊急交通路沿道の建築物の耐震診断結果公表にあたり、公表対象となる既存耐震不適格建築物に該当するか現状で判断が困難な建築物の取扱いについて、関係法令に位置付けるなど対応方針を明らかにすること
- ◇ 平成 22 年度補正予算において実施された住宅の耐震改修等に対する緊急支援事業と同様の制度を創設すること
- ◇ 耐震改修促進税制による所得税控除の拡充、耐震改修工事完了後の固定資産税減額に係る税制優遇制度の拡充を行うこと
- ◇ 住宅・建築物の所有者に対し、耐震化を強く働きかけるため、固定資産税情報の内部利用ができるよう制度改正すること

3. 公営住宅の長周期地震動対策への支援【国土交通省】

平成 28 年 6 月に国からの「超高層建築物等における南海トラフ沿いの巨大地震による長周期地震動対策について」の対策が示されたところであり、入居者の安心・安全を確保するためにも、既存超高層公営住宅への長周期地震動対策を早期に取り組むこととしている。

現行の「公営住宅等ストック総合改善事業」は、既設の公営住宅の居住水準の向上と公営住宅ストックの総合的活用を図ることを目的としているが、近年建設された超高層公営住宅の位置付けがなされておらず、長周期地震動対策を実施する場合、多額の財政的負担が生じることとなる。

そのため、公営住宅の耐震改修事業と同様に、長周期地震動対策についても、当該事業の対象とし、財政的支援の拡充を講じられたい。

4. 社会資本整備総合交付金制度等の充実強化【国土交通省】

(※平成 29 年 6 月最重点提案・要望項目)

災害に強い都市づくりを強力に進めるため、社会資本整備総合交付金等については、個々の事業の重要性や進捗、ピークを適切に見極めた上で、大都市における公営住宅等の耐震化、密集市街地対策等の重要性を十分考慮し、事業が安定かつ確実に実施できるよう必要な予算額を確保されたい。

誰もが安心して暮らせる大阪の実現

公的・民間賃貸住宅を含めた大阪府域全体の住宅ストックを活用し、誰もが安心して暮らせる大阪の実現するよう、空家等の利活用や建築物の安全性確保などにおいて、積極的な対応策を講じられたい。

1. 空家等対策の促進 【総務省・国土交通省】

(※平成 29 年 6 月最重点提案・要望項目)

「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、実施主体である府内市町村が総合的な空家等対策を一層推進できるよう、特定空家等の除却や利活用に要する予算の確保や柔軟な運用を行うとともに、以下の制度拡充などを図られたい。

- ◇ 一部の住戸に居住者がいる長屋の空き住戸についても、同法の対象にすること
- ◇ 旧耐震基準で建築された空家の除却を促進するため、除却後の更地に対する固定資産税等軽減措置及びそれに伴い税込減となる市町村に対する助成措置を講じること
- ◇ 固定資産税情報等を利用してはなお空家の所有者等の所在の特定が困難な場合において、郵便転送情報の利用を所管郵便局に申請しても提供困難との見解であることから、空家法第 10 条第 3 項に基づく市町村からの求めに応じて、郵便事業者が郵便転送情報を提供できるよう所要の措置を講じること
- ◇ 実態把握調査の更新等にかかる財政的負担の軽減や事務の効率化を図るため、国勢調査において空家数等を把握し、地方自治体に提供すること

2. 住宅・建築物アスベスト改修事業の継続 【国土交通省】

アスベストによる健康被害の未然防止を図るため、「住宅・建築物安全ストック形成事業（住宅・建築物アスベスト改修事業）」による、アスベスト吹付け材の調査費用補助を平成 30 年以降も、また撤去工事費用補助を平成 33 年以降も継続されたい。

3. 建設発生土の適正処理のための法制度の整備 【国土交通省】

(※平成29年6月最重点提案・要望項目)

建設発生土の適正処理については、都道府県域を越える課題と捉え、次の項目の内容を規定した、建設発生土の適正処理に関する法律を制定されたい。

- ◇ あらかじめ処理計画を作成・提出させるなど、建設発生土の発生者側の責任を明確にし、発生から搬出、処理に至る流れを管理するとともに、地方自治体が情報共有できる仕組みを設けること
- ◇ 建設発生土の搬入・埋立て等の行為については許可制とし、安全確保のための許可基準を定めること
- ◇ 不適正な処理を行った者に対する罰則（法人重課を含む）を定めること